

5月の休館日

1日(水・祝) 2日(木・祝) 3日(金・祝) 4日(土・祝) 5日(日・祝)
6日(月・祝) 13日(月) 19日(日) 20日(月) 27日(月)

浪江 in 福島ライブラリー きぼう (仮設浪江町図書館)

TEL・FAX 024(573)4295 E namielib@gmail.com

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時

※お気軽にご利用ください。

みんなの図書館



「ノースライト」

横山秀夫/著 新潮社2019

主人公である一級建築士の青瀬は、「あなたの住みたいと思う家を建ててください」と依頼され、信州の浅間山を望む場所に、北向きの窓から差し込む光(ノースライト)を生かした独創的な家を建てる。

しかし、青瀬が新築の家を訪ねると、住んでいるはずの一家の姿はなく、伝説の建築家「タウト」が製作した椅子だけが残されていた。

警察小説の第一人者である著者の6年ぶりの新作。一見、ミステリー小説かと思いきや、家族の愛情や再生を描いた感動的な1冊です。



「強く生きていくためにあなたに伝えたいこと」

野々村友紀子/著 産業編集センター 2017

著者が、母として娘たちに伝えたい、生きていく上で大切な言葉がつづられています。

時に力強く、時に優しく語りかける言葉の数々は、娘にとどまらず、今を生きる世の中の女性の心にも響くものばかりです。

この本には、母として女性としての力強さと愛が込められています。

読んでみませんか



「一切なりゆき ~樹木希林のことば~」

樹木希林/著 文藝春秋2018

昨年9月に75歳で逝去された女優・樹木希林さんの生前のインタビューから、154の

言葉を集めた1冊です。

希林さんらしいユーモアのある、心に響く言葉の数々が紹介されています。

本書のタイトル「一切なりゆき」は、希林さんが生前、色紙に書いていた言葉「私の役者魂はね、一切なりゆき」から選ばれたそうです。

いつか役に立つ

法律知識

No.29



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)

1 生命保険の相続

まずは、生命保険金について取り上げます。実は、生命保険金は、誰を受取人にするかによって、相続財産に該当するかどうか取扱いに違いが出てきます。受取人を子供などにした場合は、子供などが保険金を直接受け取ったものとされ、相続財産にならないとされています。一方、受取人を被相続人(亡くなった人)とした場合は、実際には亡くなった後に受け取るものだとしても、保険金は、一旦、被相続人が受け取ることとされ、相続財産となります。従って、受取人が子供となっていた場合は、遺産分割の対象とならず、受取人となっていた子供以外の相続人

2 損害賠償請求権の相続

次に、損害賠償請求権についてお話しします。皆さんは、原発事故により、東京電力ホールディングス株式会社に対して損害賠償を請求する権利を有することになりました。この損害賠償を請求する権利も相続財産に含まれます。従って、損害賠償を請求せずに亡くなった方がいる場合、その相続人は、東京電力ホールディングス株式会社に對し損害賠償を請求する権利を相続し、東京電力ホールディングス株式会社に対し、損害賠償請求することができるとなります。例えば、慰謝料を請求せずに亡くなった方がいる場合、相続人は、その分の慰謝料を受け取ることができるとはなりません。